

◎その他の手続きは以下のとおりです。

※原則申請時には本人確認が必要となりますので、

官公署発行の本人確認書類（マイナンバーカード・免許証等）をご持参ください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に入るとき	社会保険をやめたとき（本人のみ）	・社会保険資格喪失証明書 or 退職証明書 or 離職票など
	社会保険をやめたとき（扶養あり）	・社会保険資格喪失証明書（扶養者も離脱した記載あり）
	国保組合をやめたとき	・国保組合資格喪失証明書
	他の市町村から転入したとき	・転出証明書
	子どもが生まれたとき	・保険証 ・出生を証明するもの
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書
	外国人登録をしたとき	・外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	・保険証
	職場の健康保険へ入ったとき	・国保の保険証（変更者全員分）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	・職場の保険証（変更者全員分）
	死亡したとき	・保険証 ・死亡を証明するもの ・喪主名義の通帳
	生活保護を受けるようになったとき	・保険証 ・保護開始決定通知書
その他	転居したとき（下野市内での住所変更）	・保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒になったりしたとき	
	修学のために、転出するとき	・保険証 ・在学証明書 （入学前のときは入学許可証）
	保険証をなくしたとき（汚れて使えなくなったとき）	・本人であることを証明するもの（運転免許証等）
	国民年金の手続きが必要なとき	・年金手帳または基礎年金番号通知書

※詳しい説明や不明な点があれば市民課保険年金グループにまでお問い合わせください。